

○厚生労働省告示第四百七十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表Ⅱ区分 014(2)を次のように改める。

(2) 削除

別表Ⅱ区分 087 に次のように加える。

(6) 疼痛除去用（16 極以上用）充電式・体位変換対応型 1,980,000 円

別表Ⅱ区分 111 を次のように改める。

111 埋込型輸液ポンプ用髄腔カテーテル

(1) 標準型 69,100 円

(2) 強化型 85,000 円

別表Ⅱ区分 114(2)に次のように加える。

⑥ 温度センサー付き 88,000 円

別表Ⅱ区分 157 中「胃十二指腸用ステントセット」を「消化管用ステントセット」に改める。

別表Ⅱに次のように加える。

169 血管造影用圧センサー付ガイドワイヤー 171,000 円